

監査報告書

公立学校共済組合岩手支部

支部長 佐 藤 一 男 様

監査員 伊藤 誠規

監査員 佐藤 浩

監査員 松田 素子

地方公務員等共済組合法施行規程第 171 条及び公立学校共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）第 54 条の規定に基づき、公立学校共済組合岩手支部（及び公立学校共済組合盛岡宿泊所）の定期監査（及び出納主任の異動に伴う臨時監査）を実施したので、運営規則第 57 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査年月日

令和 8 年 5 月 2 7 日（水）

2 監査対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（定期監査及び臨時監査）

3 監査事項

令和 7 年度岩手支部及び盛岡宿泊所に係る公立学校共済組合運営規則第 54 条第 2 項に基づく定期監査及び臨時監査

4 監査の結果の概要

各経理の元帳及び証ひょう書類等を照合、精査した結果、適正に処理されていることを認める。

また、令和 7 年度事業は計画どおり実施されていることを確認した。また、それに伴う予算執行は適正であったことを認める。

宿泊施設においては、経常損益がプラスに転じることを期待する。ただ、現代社会における物価高騰もあり、一人当たりの単価を考慮し、バランスを取りながら適正な利用料金の値上げを検討していただきたい。

書類が多く手続きが煩雑ではないかと考えられることから、電子申請を導入するなど、申請する側、執行する側双方が効率的に進められるよう検討していただきたい。

5 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項

なし

6 文書をもって注意しなければならない事項

なし

7 その他参考事項

なし